

# 宇和島商工会議所会計規則

## (会計の区分)

第1条 本商工会議所の会計は「一般会計収支」「中小企業相談所収支」「商工会館収支」「もーに事業収支」「特定退職金共済事業収支」及び貸借対照表ならびに財産目録とし、各会計の収支をそれぞれ別表の勘定科目に分類する。

但し、特に必要ある場合は議員総会の決議を経て臨時特別会計を設けることができる。

## (予算)

第2条 各会計の収支は、すべて年度予算に応じて執行しなければならない。

第3条 各会計を通じ支出予算中に占める予備費の割合は予算総額に対し100分の5を超えないものとする。

## (費用の流用)

第4条 予算の執行は同一款に属する費目および予備費については予め議員総会の承認を得て流用することができる。

## (決算)

第5条 本商工会議所の会計は、事業年度末日を以て締切り、各会計につき別に定める様式に従い、収支決算書を作り、且つ貸借対照表、財産目録を作成するものとする。

但し、事業年度終了後であっても、その年度に属する収支は2ヶ月間を限り締切日（出納閉鎖という。）を延長することができる。

第6条 各会計の収支決算において剰余金を生じたときは次年度への繰越金を除いてその残額を特別積立金とする。

## (過年度収支)

第7条 出納閉鎖までに収入することができなかつた会費並びに特商負担金等および支払うことができなかった経費等は、これを過年度収入若しくは、過年度支出として次年度会計で処理するものとする。

## (貸借対照表)

第8条 貸借対照表は資産負債勘定の期末残高によって調整する。

第9条 資産価額の総額から諸積立金及び各会計の収支剰余金その他対外債務等を控除した残額を固定財産として資産負債勘定貸方の部に計上する。

## (財産目録)

第10条 財産目録は、資産負債勘定の期末残高によって所有財産につき調整する。

2 財産目録は、財産の種類毎に纏めて記載することができる。この場合品目、数量、取得年月日、取

得価額その他要目を記載した付属明細書を作成しなければならない。

(帳簿の備付)

第 11 条 会計を処理するため金銭出納簿及び各勘定の仕訳に必要な簿冊を備える外、会費特商負担金、その他収納の確定している金銭收受の正確を期するため必要な簿冊を備えるものとする。

(固定資産台帳)

第 12 条 本商工会議所は所有財産の管理に資するため、前条に定めるもののほか、固定資産台帳を備える。

2 固定資産台帳には、本商工会議所の所有する固定資産につき、取得年月日、品名、数量取得価額、減価償却額、未償却残高及び宅地については年度末現在における路線価方式評価額を記載するものとする。

但し、少額多量資産についてはこの限りでない。

3 使用可能期間 1 年未満の者、若しくは取得価額が 10 万円に満たない財産及び消耗品に属する財産は、この台帳に記載を要しないものとする。

(現金出納の取扱)

第 13 条 現金の出納は総務課長の責任とし専務理事の決裁を経て之を行う。総務課長は、所属職員を指揮して、その事務取扱を命ずることができる。

2 現金の出納は、公の補助事業等で特に指定されるもののほか会計の区分に拘らず総合して之を行うものとする。

(伝票及び証憑)

第 14 条 金銭の收受は、すべて入金伝票により、支出はすべて出金伝票によって之を行い、勘定科目の金額移動であって現金の収支を伴わない記帳の整理は、振替伝票によって之を行うものとする。

(収支の仕訳および試算表)

第 15 条 収支伝票には、その証憑書類を添え、仕訳科目を明記すると共に、発生の事由並びに相手方を記載しなければならない。

(記帳および試算表の作成)

第 16 条 記帳はすべて複式簿記の方式により、会計の区分毎に所定の科目に分類して之を行うものとする。又、試算表は毎月末現在により作成しなければならない。

(固定資産の評価及び減価償却)

第 17 条 所有不動産のうち、土地については国が行う路線価評価に基づいて価額の設定を行うものとする。

2 取得価額を資産負債勘定の資産の部に計上して、帳簿価額の残存する減価償却資産については、毎

事業年度、適正な減価償却資産については、毎事業年度、適正な減価償却を行わなければならない。

- 3 前項による減価償却金は、収支計算の支出とし、資産負債勘定負債の部「固定財産」として振替えるものとする。

(特別積立金)

第18条 各会計の収支計算において剰余金を生じたときは、その一部を特別積立金とすることができる。

(退職手当積立金)

第19条 退職手当積立金は、毎事業年度末に在任する職員及び専務理事の退職に備え、その所要額を保有することに努めなければならない。

(会費及び負担金)

第20条 会費及び特商負担金は、毎年4月之を収納するものとする。

但し、持口数5口以上の会員の会費については、その申出により、之を4月及び10月の2回に分け、それぞれ其の2分の1ずつ分割して収納することができるものとする。

(会館経費の分担金)

第21条 商工会館の水道料、電気料、ガス料等の費用は、一旦商工会館会計にて支払い、一般会計、相談所会計において負担すべきものはこれを勘定間の振替えにより、戻入するものとする。

- 2 前項経費の一般会計、相談所会計、会館会計の負担は、それぞれ使用室の容積、使用設備及び使用时间等を基礎とする。

(支払日)

第22条 本商工会議所は、毎月5日を以て支払日とし、当日が休日に当たるときは、之を前日に繰上げる。

但し、特別の事由により、即時支払を要するもの及び諸税、公課等、法令、規則等により支払日の定めあるものは、この限りでない。

(経過措置)

第23条 本章の規定は、昭和54年度から実施するものとし、財産目録に記載する財産の取得価額は昭和53年度末に於ける未償却残高によるものとする。

附 則

- 1 この規則は昭和54年4月1日より施行する。
- 2 第1条(会計の区分)は、平成5年7月12日から施行する。
- 3 第12条第3項(固定資産台帳)、第14条(伝票及び証憑)、第21条(会館経費の分担)は、平成14年3月4日から施行する。

- 4 第1条（会計の区分）は、平成26年3月3日から施行する。
- 5 第1条（会計の区分）は、平成28年5月9日から施行する。
- 6 第14条（伝票及び証憑）第21条（会館経費の分担金）は、平成30年2月5日から施行する。